

宮城県副業・兼業プロ人材新規活用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内中小企業等によるプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）の副業・兼業形態での活用を促進し、企業の課題解決を図るため、宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）を通して、副業・兼業人材を初めて受け入れる事業者に対して、当該人材の受入れ、当該人材への報酬、移動等に係る経費の一部について、予算の範囲内で宮城県副業・兼業プロ人材新規活用促進助成金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、副業・兼業プロ人材とは次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 新たな商品開発・サービス開発、その販路の開拓や製品・サービスの生産性向上等、具体的なプロジェクトや業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材であって、プロ人材拠点と登録人材紹介会社との連携による仲介によって県内事業所で業務に従事する者をいう。
- (2) 宮城県外に居住し、宮城県外の事業所（補助事業者と同一の事業主ではないこと）で就業している者であること。
- (3) 県内事業所と雇用契約又は業務委託契約等を締結し業務に従事する者であること。

(補助事業者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び事業を行う個人又はその他の団体（以下「中小企業等」という。）とする。
- (2) 県内に事業所又は事務所を置く中小企業等であること。
- (3) 過去にプロ人材拠点を通して、副業・兼業プロ人材の活用をしたことがないこと。
- (4) 交付申請の前日から起算して6か月前の日から補助事業の完了又は終了の日までの期間、事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めによる労働者の離職がないこと。
- (5) この要綱に基づき交付申請する副業・兼業プロ人材の活用に対し、国や他の自治体等から同一の経費に関する補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表に定めるところとし、副業・兼業プロ人材1人当たり50万円を上限とする。

(交付申請)

第5 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、副業・兼業プロ人材とのマッチング成立（活用する副業・兼業プロ人材が確定することをいう。）後、速やかに交付申請書を提出するものとし、規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者概要（別記様式第1号別紙）
- (2) 補助事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 副業・兼業プロ人材の職務経歴がわかるもの（履歴書、職務経歴書、レジュメ等）
- (4) 人材紹介事業者に提出した人材紹介申込書の写し
- (5) 事業収支予算書（別記様式第3号、別記様式第3号別紙）
- (6) 登記事項証明書（法人格を有している場合）又は、税務署への開業届の写し（個人事業主の場合）
- (7) 県税事務所が発行する宮城県税の納税証明書（税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと。）
- (8) 申立書（別記様式第4号）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の申請は、当該年度において1補助事業者当たり副業・兼業プロ人材1人を限度とし、申請回数は1回限りとする。
- (2) 副業・兼業プロ人材と6か月以下を契約期間とする雇用契約又は業務委託契約等を締結し就業させること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、別記様式第5号により、知事の承認を受けること。なお、次に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の20%以内の減少の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
- (4) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別記様式第6号により知事の承認を受けること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと

(交付決定)

第7 知事は、交付申請書の内容が適切であると認められるときは、速やかに交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うに当たっては、第5第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5第3項ただし書きの規定による交付申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(遂行状況報告)

第8 知事は、必要があると認めるときは、規則第10条の規定による報告を求めることができる。

(実績報告)

第9 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとし、その提出期限は補助事業等の完了、中止又は廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 前項の報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 副業・兼業プロ人材と締結した業務委託契約又は雇用契約書等の写し
- (3) 副業・兼業プロ人材の居住地を証明する書類（住民票・運転免許証の写し等）
- (4) 事業収支決算書（別記様式第9号、別記様式第9号別紙）
- (5) (4)の疎明書類（領収書・振込明細書等の写し）
- (6) その他補助金の交付額確定に必要な書類

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、別紙様式第10号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12 補助事業者は、補助事業に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整備し、これらの

書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数等)

第13 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

2 知事はこの要綱に定めるもののほか、補助事業者から補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 補助金対象経費及び補助額

対象経費	補助額
<p>補助事業者が負担する以下の費用（当該事業を実施する会計年度中に支払ったものに限る。）</p> <p>(1) 人材紹介事業者へ支払う紹介手数料</p> <p>(2) 県外（日本国内に限る）に居住する副業・兼業プロ人材が県内の勤務地（事業所等の所在地等）を実際に訪れて業務を行う場合の事業主が負担した以下の経費</p> <p>① 交通費（1往復あたり1万円未満となるものは対象外）</p> <p>② 宿泊費（上限11,000円/1泊）</p> <p>(3) 副業・兼業プロ人材へ支払う報酬</p> <p>※交通費は居住地から県内の勤務地までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の借入費・燃料代・駐車場代に要する経費は対象外とする。</p> <p>※租税公課（消費税及び地方消費税・入湯税・宿泊税）を除く。</p>	<p>対象経費の10分の8に相当する額以内の額（ただし、50万円を上限とする）。</p> <p>※千円未満切捨て</p>